令和４年度社会教育主事講習［B］実施要項

1　趣　旨

社会教育法第９条の５の規定及び社会教育主事講習等規程に基づき、文部科学省から委嘱を受け、社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした講習を実施するもの。

2　実施機関名

北海道立生涯学習推進センター

3　対　象

社会教育主事講習等規程第２条の各号のいずれかに該当する方

4　定　員

95 人（札幌 50 人：旭川：15 人　函館：15 人　帯広：15 人）

※ なお、受講者の選定制限の取扱いについては、「13　受講者の選定及び受講者決定の通知」を参照してください。

5　期　間

【全　日　程】　令和４年（2022 年）11 月 12 日（土）～令和５年（2023 年）１月 29 日（日）　<期間中 20 日間>

【科目別日程・実施方法】

科目	**生涯学習概論**	**社会教育経営論**	**生涯学習支援論**		**社会教育演習**
日程	11月12日（土） 13日（日） 19日（土） 26日（土） 12月3日（土）	12月10日（土） 17日（土） 24日（土） 26日（月） 27日（火）	12月28日（水） 1月5日（木） 6日（金）	**1月10日（火）** **11日（水）**	1月13日（金） 14日（土） 21日（土） 28日（土） 29日（日）
実施方法	オンライン	オンライン	オンライン	**会　場**	オンライン

<オリエンテーション>

令和４年（2022 年）11 月１日（火）16 時からオンラインで実施します。（１時間程度）

必ず参加してください。（受講環境の確認も行いますので、受講時と同じ環境で参加してください。）

オリエンテーションの詳細は受講決定通知に併せて後日お知らせします。

6　会　場（実施方法）

１月 10 日（火）、11 日（水）を除き、オンラインで実施します。

（オンライン会議アプリ「Ｚｏｏｍ」を使用）

生涯学習支援論における一部日程１月 10 日（火）、11 日（水）については（受講者全員）集合学習とし、下記会場での実施を予定しています。

地域	会　場　の　名　称	住　　所
札幌	道民活動センタービル　かでる 2.7	札幌市中央区北２条西７丁目
旭川	ときわ市民ホール	旭川市５条４丁目
函館	函館市勤労者総合福祉センター　サン・リフレ函館	函館市大森町２番 14 号
帯広	とかちプラザ	帯広市西４条南 13 丁目１

上記の会場が変更になる場合（地域は決定）は、受講決定通知に併せて会場をお知らせいたします。また、新型コロナウイルス感染症拡大の状況等から、会場での実施を中止し、オンラインに変更する場合がございます。

受講申込書に札幌、旭川、函館、帯広の４地区から第１、第２希望の地区を記入してください。受講決定時に受講会場をお知らせいたします。

7　日　程

講習を行う科目名、単位数、内容・テーマ、配当時間数、教育方法については（別表１）のとおりです。

【一日の流れ（基本）】

9:25	9:30～ 11:00		11:10～ 12:40		13:40～ 15:10		15:20～ 16:50	～17:00
連絡	**講義①**	**休憩**	**講義②**	**休憩**	**講義③**	**休憩**	**講義④**	**振り返り**

8　受講申込手続

(1) 申込方法及び書類提先

ア　北海道内在住の方

北海道内在住の受講希望者は 10 月５日（水）必着で「（2)提出書類等」のうち必要な書類データをメールに添付し、当センターへ送信してください。（証明書類等は郵送でも構いません。）

イ　北海道外在住の方

北海道外在住の受講希望者は９月 28 日（水）までに「（2)提出書類等」のうち必要な書類すべてを居住地又は勤務地の都府県の教育委員会に提出してください。

また、北海道外在住の受講希望者は９月 28 日（水）までに【様式１】、【様式２】のデータをメールに添付し北海道立生涯学習推進センターまで送信してください。

※書類の受領した各都府県教育委員会は、提出された受講資格の有無を調査し、関係書類を取りまとめの上、10 月５日（水）までに北海道立生涯学習推進センターにお送りください。

当センターで書類データを確認いたしましたら、受理日を含む２日以内（土日を含まない。）に確認のメールを送信いたします。確認メールがない場合、御連絡ください。

(2) 提出書類等

当センターホームページ上にある「主事講習申込 Excel ファイル」に本講習の申込に必要な書式が入っています。必要事項を入力し、作成してください。

ア　「社会教育主事講習［B］受講申込書」・・・・・・・・【様式１】
イ　「受講調査書」・・・・・・・・【様式２】
※必ず提出が必要です。

ウ　「受講資格」を証明する書類（上記ア【様式１】の「受講資格」欄を証明する書類）

社会教育主事講習等規程（昭和 26 年文部省令第１２号　以下「省令」）第２条各号において、提出が必要な書類は下記のとおりとします。（別紙１を参照）

<第１号該当者>

a) 最終学歴の「卒業（終了）証明書」※「卒業証書」の写しでは認められません。

b）大学在学中の者は、「在学証明書」及び「本講習の受講が学業・卒業に支障のない旨を記した大学からの書面」（様式自由）

<第２号該当者>

教育職員の普通免許状の写し、又は、教育職員免許状授与証明書

※　紙媒体で写しを提出する場合は所属機関、推薦機関（都府県教委）の「原本証明」が必要です。

<第３、第４及び第５号該当者>

所属長が証明する「勤務証明書」**・・・・・・・・【様式３】**

エ　「社会教育主事講習単位修得認定申請書」・・・・・・・・【様式４】

単位修得の認定を希望する者のみ提出してください。

詳細は、下記「９　科目代替の希望、既に単位を修得している場合について」を参照してください。

オ　「受講承諾書」・・・・・・・・・【様式５】　※職場がある方は必ず提出が必要です。

社会教育主事講習は、資格付与の講習なので、原則全日程の出席が必要です。（欠席は認められません。）職場がある方は、職場の理解（所属長の承諾）を得て受講してください。

カ　証明書等提出申請書・・・・・・・・【様式６】

北海道内居住者で証明書類をデータで送付する場合は、【様式６】を必ず作成してください。証明書の原本を郵送する場合は【様式６】は必要ありません。

北海道外に居住の方は、証明書類原本を都府県教委へ提出しますので、【様式６】を作成する必要はありません。

※各証明書等記載の氏名と現在の氏名が異なる場合には、「戸籍抄本」等の証明書類を併せて御提出ください。

【提出書類の送付先】
北海道立生涯学習推進センター
〒060-0002
北海道札幌市中央区北２条西７丁目 道民活動センタービル(かでる２・7) 8 階
E-mail:shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp

9　科目代替の希望，既に単位を修得している場合について

省令第７条第２項及び第３項の規定により、大学における科目の既修得単位及び文部科学大臣が定める学修をもって、本講習において受講者が修得すべき科目の単位に替えることができます。（代替できる単位は、受講申込みの時点で修得済みであることが必要です。）

既に、大学等において社会教育法第９条の５に定める社会教育主事講習の一部科目の単位を**修得**しており、当該科目の受講の免除を希望する場合は、**「社会教育主事講習単位修得認定申請書」【様式４】**に必要事項を記入の上、当該科目に相当する科目の**単位を修得したこと**の証明書類（単位**修得**証明書、又は、大学の成績証明書とシラバス等社会教育主事養成課程の単位がわかる資料）を添付してください。

なお、当センターにて実施した社会教育主事講習において、単位を修得した場合は、【様式４】のみの提出で、単位修得証明書の添付は必要ありません。

10　分割受講について

本講習では、科目ごとの分割受講を認めています。ただし、一つの科目内での分割受講はできません。

また、分割受講については、講習内容を体系的に理解し、実践力を高めてもらうため、原則として、①生涯学習概論、②社会教育経営論、生涯学習支援論、③社会教育演習の順序での履修をお願いします。

(1) 科目ごとの分割受講

生涯学習概論のみの受講等、科目ごとに分割して受講することができますが、原則として挙げている順序での履修となるよう留意してください。

(2) 複数年度にわたる分割受講

２年間で２科目ずつの受講、４年間で１科目ずつの受講等、複数年度にわたり、受講することが可能です。

11　受講方法について

生涯学習支援論における一部日程1月 10 日（火）、11 日（水）については集合学習とします。受講申込時に札幌、旭川、函館、帯広の４地区から第１、第２希望を記入してください。受講決定時に受講会場をお知らせいたします。

生涯学習支援論の一部日程（1/10-11）以外については、すべての講義、演習をオンライン（オンライン会議アプリ「Ｚｏｏｍ」を使用）で行います。

会場までの移動、宿泊等については受講者が手配してください。新型コロナウイルス感染拡大等の影響で会場での実施を中止してオンラインで実施する可能性がございます。移動、宿泊の予約のキャンセル（キャンセル料金）については受講者の対応、負担となります。また、受講に必要な機器や通信環境についても受講者が準備してください。（別紙２「オンライン受講

環境について」を参照）

12　受講に要する経費

受講料は無料です。ただし、オンラインでの実施に伴う、通信料、会場までの移動、宿泊等に伴う費用等のかかる経費は自己負担となります。

13　受講者の選定及び受講者決定の通知

当センターに設置されている運営委員会において受講者を決定します。

なお、受講対象者の選考を行う際には、文部科学省が定める本講習の運用指針（社会教育主事となりうる資格を付与することを目的とした社会教育主事講習の実施について（運用指針））に基づき、まず都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれている職員、次に都道府県及び市町村の職員、次に「社会教育主事補の職と同等以上の職及び社会教育に関係のある事業における業務であって、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するもの並びに教育に関する職を指定（Ｈ８.８.２８文部省告示第 148 号）」に規定されている職についている方を優先することとします。

また、北海道の人材育成を進める観点から、受講申込みが定員を超えた場合、道外からの申込みについては優先順位が下がることがあります。

受講決定の通知については 10 月 17 日（月）までに送付いたします。

14　修了証書

省令第８条により、本講習において「省令第３条規定により８単位以上の単位を修得したと認めた者」に対して、受講終了後、講習の修了証書を授与します。

なお、一部の単位を修得した方に対しては、修得した科目の「単位修得証明書」を交付します。

15　受講に際しての留意点

欠席することにより、単位修得が認められない場合があります。本講習は、全日程出席することが原則です。職場がある場合は、出席できるよう調整してください。やむを得ない事由（天災、親族の死去に伴う葬儀等、社会通念上出席できないと認められる場合）により欠席する場合は、事前に当センターへ連絡の上、所定の様式に欠席理由等を記載し、提出する必要があります。

また、オンラインでの研修のため、業務しながら受講するなど受講に集中できていない状況が見受けられます。受講者は講習に集中するとともに、職場も受講者が講習受講中であることに留意してください。受講中に業務を行う状況が見られた場合、欠席同様単位認定されないことがあります。

16　健康管理について

長期にわたる講習のため、受講を申し込む際は、【様式２】受講調査書の「健康状況」欄に該当する事項を漏れなく記入してください。受講にあたり疾病等で配慮が必要な場合は、受講申込前に当センターに連絡してください。

17　その他

(1) 本実施要項に関する問合せは、次の本件担当連絡先までお願いします。
(2) 講習期間中は、講義前後や昼休み等に、講習を運営する上で必要な情報をお知らせすることがありますので、あらかじめ御承知おきください。
(3) 本要項に定めるもののほか、講習実施に関することは、必要に応じて北海道立生涯学習推進センター所長が定めます。

【担当】　北海道立生涯学習推進センター　国枝・浅川
ＴＥＬ：０１１－２０４－５７８２
ＦＡＸ：０１１－２６１－７４３１
Ｅ-mail：shougai.12@pref.hokkaido.lg.jp
（「12」は「いち・に」、「lg」は「エル・ジー」です。）